

西蒲区農業委員会

だより
第48号
2019年
1月1日発行

新潟市西蒲区農業委員会 〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690 番地1 TEL.0256-72-8631



遊休農地を優良農地に!

耕作放棄地を 解消しましよう!



西蒲区農業委員会では、関係機関の協力を得ながら、活動の一環として耕作放棄地解消試験圃場を設置し、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた啓発活動を実施しています。

西蒲区農業委員会
西蒲区耕作放棄地対策プロジェクトチーム

遊休農地対策として活動してきた「耕作放棄地解消プロジェクト」は、現在のほ場で耕作3年目を迎え、今年もダイコンを収穫。3年前の遊休農地が優良農地に変貌しました。高齢化と担い手不足による耕作放棄の拡大が懸念されていますが、これらの地域農業のあり方、農地を守る活動をみんなで考えていきましょう。

新年のごあいさつ



新潟市西蒲区農業委員会
会長 間宮 一

新年あけましておめでとうござい

皆様方には健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

日頃より西蒲区農業委員会の活動に対し、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

二年続きたくの水稻作況やや不良から、せめて米価が下がらないことを願っております。

さて、我が国の農業は、米国を除く11か国による環太平洋連携協定(TPP)が、関連法案も含めて成立し、農産物の関税が自由化に大きくシフトしたことは、我々農業者に大きな不安を抱かせることとなっています。

一方、西蒲原地域においては、高齢化による担い手不足により、農地を耕作できなくなる農業者が急増しております。

さらに、その農地を受ける受け手が少なく、今後、耕作放棄地が拡大するのではないかと心配しております。どうやって受け皿を確保するかが、今後の大きな課題であります。

農業委員会としても、地域農業の発展のため、関係機関と連携を図りながら農地利用の最適化に取り組み、地域農業の発展のために取り組んで参りたいと考えております。

本年も、皆様方が幸多き一年となりますよう祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきま

く11か国による環太平洋連携協定(TPP)が、関連法案も含めて成立し、農産物の関税が自由化に大きくシフトしたことは、我々農業者に大きな不安を抱かせることとなっています。

農業委員として15年以上勤務し、地域農業の発展と農業者の地位向上に尽くされた功績が認められ、棚邊友衛委員(巻・赤錦)が新潟県農業会議から永年勤続表彰を受けられました。

これからも、農業委員の立場から、地域農業の発展と地域のよき相談役として、ますますご活躍いただこうと祈念いたします。

棚邊委員に永年表彰



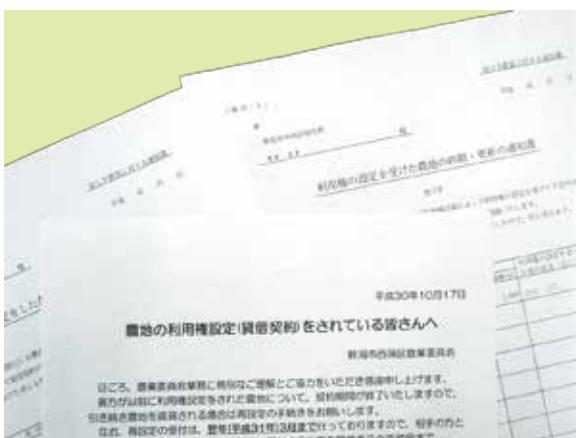
西蒲区を会場に 県下農業委員会研修会

ほ場整備の先進地でもある西蒲区中之口を会場に、県下の農業委員会委員が集まって研修会が開催されました。

中之口コミュニティセンターを会場に、県内の各農業委員会から約90人が集まり、農地集積、集約化の取り組みをテーマに、打越、福島地区のほ場整備中の現地を見学、西蒲区農業委員会からは長谷川一利委員(中之口・打越)が事例報告として地元の取組を紹介しました。



利用権の更新手続きをお忘れなく!



農業経営基盤強化促進法による利用権設定をされた農地のうち、平成31年3月に契約期間が終了する皆さんに「終期」の通知書を発送しています。

この法律による農地の賃貸借権は、終了期間が来ると権利が消滅しますので、引き続き農地の貸し借りを続ける場合は、再設定の手続きをお忘れなく。

水田の場合、水稻作付期間中の契約は認められませんので、**3月15日までの手続きをお願いします。**(畑は一年中受け付けています。)

なお、JAによる農地利用集積円滑化事業を利用される場合は、JAの各支店に申出書を提出してください。

農業委員会の受付日程

申出締切日	農業委員会 総会審議	公告日 (契約発効)
1月25日まで	2月28日	3月14日
2月20日まで	3月28日	4月11日
3月15日まで (水田の申出は最終)	4月末	5月中旬

償却資産は申告が必要です

ビニールハウスや農機具（自動車税、軽自動車税の対象を除く）など、事業のために所有している資産は、固定資産税の申告が必要です。

毎年1月1日現在の所有状況を記載した申告書を忘れずにご提出ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・申告先

新潟市市税事務所 資産税課 償却資産係

電話 025-226-2277(直通)

女性委員と農業者の研修会

農業委員会女性委員と、管内の女性農業者の情報交換と交流の機会として、市内研修会を開催しました。平成19年に開設した中央卸売市場では、DVDで施設の説明の後、市場内を見学、せりにかけられた青果が山積みで、初めての人もいて興味深く見学していました。



県農業委員会大会に参加

県下の農業委員会関係者が一堂に会し、地域に根ざした活動と農地利用の最適化に向け、新潟県農業委員会大会が開催され、当委員会から多くの委員が参加しました。

大会では、農業委員会憲章の賛唱の後、永年勤続委員の表彰、県知事など関係機関の祝辞があり、関係機関への要請などが決議されました。今後、決議に基づいて来年度の予算編成に合わせて、国や県などに要請活動を行います。



農業委員会の主な動き(10月~11月)	
委員とは、農業委員及び農地利用最適化推進委員です。	
10月 9日	農業者年金加入推進特別研修会(委員5名)
12日	農業委員会だより編集会議(委員5名)
26日	10月調査委員会(委員6名) 巻地区審査委員会(委員6名)
31日	10月定例総会(委員28名)
11月 7日	第3回代表者会議(委員11名)
9日	国営新川流域農業水利事業完工式(会長)
15日	耕作放棄地解消プロジェクト圃場ダイコン収穫(委員17名)
19日	市議会農政議員連盟農業3団体意見交換会(会長、職務代理)
20日	女性委員、女性農業者研修会(委員3名)
22日	新潟県農業委員会大会(委員26名)
26日	農業者年金加入推進対策会議(委員8名) 巻地区審査委員会(委員5名)
27日	11月調査委員会(委員6名)
29日	全国農業委員会長代表者集会(会長)
30日	11月定例総会(委員33名)



農地利用最適化
推進委員
長谷川一利
(中之口)

農地法の手続きをせずに農地の権利を取得した場合は届出を!

■農地法の手続きを取らずに所有権など農地の権利を取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。

■相続、時効取得、法人の合併による権利の取得など、農地法の手続きが不要な案件として農地の権利を取得された場合は、「農地基本台帳」を適正に管理するため忘れずに届出をお願いします。

昔の農業、現代農業、未来農業を考えると大きく変わり、まだまだ変わろうとしている。昔の水田農家は、春、秋になると親戚を頼み、家族全員で農作業をしてきた。小学校も農繁期になると短縮授業もあって、春は田植え、秋はロウソクの明かりで夜遅くまでハザ掛けをさせられた。

10年、20年後のことを考えると基盤整備は必須条件だと思う。農地の集団化、効率化を図り、地域農業、農村の発展、担い手への農地集積の促進が急務と思う。

打越地区も平成27年9月に県営経営体育成基盤整備事業が採択され、平成28年10月から工事が始まり平成

近年の水田農業は、個人と、法人で農業経営がされている。個人は休日を利用して家族からも手伝つても、いながら農繁期に対応し、法人は作業計画を作成し長期作業に対応している。いずれにしても機械化が進み重労働の軽減、作業時間の短縮と大分変わってきた。

35年に終了予定である。また平成26年に農地中間管理機構が創設された。その中で機構における支援事業「地域集積協力金」の交付を受けるため、少しでも多くの参加をお願いし、事業負担の軽減につなげる活動をしてきた。

また西蒲農業では大半がコメの生産が中心で、農業経営が行われてきた。近年、専業農家、農業法人では施設園芸を導入し、多种多彩な生産に取り組んでいる農業者も多く見受けられるようになってきた。そういう方々との情報交換をやりながら、推進委員の立場から少しでも貢献できれば幸いかと思う。

農地に関する各種申請の日程(1月~3月)

農地法関係		
月	申請締切日	総会
1月	10日(木)	31日(木)
2月	7日(木)	28日(木)
3月	7日(木)	28日(木)

農業経営基盤強化促進法関係		
月	申出締切日	市の公告日
1月	25日(金)	3月14日(木)
2月	20日(水)	4月11日(木)
3月	15日(金)	5月中旬

※農業経営基盤強化促進法による今春の「田」に係る利用権設定の申し出は3月15日までです。

※「田」の次の受付は8月から受け付けます。なお、「畑」の利用権設定、売買や交換などの所有権移転は、必要により隨時受け付けています。

全国農業新聞

週刊 月4回(金曜日発行)

月 700円(税込) 年 8,400円(税込)

■購読の申し込みは、西蒲区農業委員会または地元委員へお気軽にご連絡ください。
■3か月無料のお試し購読もご利用ください。